

テレワーク・短時間就労求人開拓支援事業業務委託 特記仕様書

1 業務名 テレワーク・短時間就労求人開拓支援事業

2 業務の目的

エネルギー価格が高騰する中、中小企業等においては労働者の賃上げを行っていく必要があり、業務の効率化による生産性の向上が不可欠である。このため、生産性向上に精通した相談員を派遣し、企業内の労働環境向上のコンサルティングを行い、新しい働き方の導入を図ることで労働者のモチベーションと生産性を同時に向上させ、企業内のコスト削減と収益増加を進め、エネルギー価格が上昇する中であっても賃上げすることができる環境を整備していくことを目的とする。

3 契約期間

契約締結の日から令和8年2月27日まで

4 委託内容

受託者は市内企業を訪問し、テレワークや短時間就労求人の開拓を行いつつ、新しい働き方の導入提案を行う。

(1) 企業訪問及びテレワーク・短時間就労求人開拓

ア 令和7年4月から令和8年1月までを訪問期間とし、市内企業へ支援員が訪問を行うこと。

イ 訪問は直接の訪問を基本とするが、訪問先企業の都合によって、オンラインや電話での連絡も可能とする。

ウ 訪問する支援員は、訪問先の企業の就労環境等を把握したうえで、テレワークや短時間求人といった新しい働き方の提案を行うこと。

エ 提案後、新しい働き方を活用した雇用（業務委託も含む）の求人までつなげるためのフォローを行うこと。

オ 訪問した企業が実際に求人を行う場合は、富士市ユニバーサル就労支援センターと協力して、マッチングを行うこと。

(2) 定期的な報告

ア 月に1回程度の頻度で委託者に対し、進捗状況の報告を行うこと。

(3) その他

ア 業務の周知に必要なチラシ等の広報物を作成すること。

イ 市内に拠点を構え、専任の業務担当者を配置し、訪問先の企業からの問合せ等に対応できる体制を構築すること。

- 5 事業の重要業績評価指標（K P I）について
訪問件数のK P Iは800社とする。また、求人のK P Iは200人とする。
- 6 契約関係について
 - (1) 実施計画書等の提出
受託者は、以下の実施計画書等を委託者へ提出すること。
 - ア 事業全体に係る実施計画書
 - イ 業務実施体制図※ア及びイは、委託契約締結後、7日以内に委託者に提出すること。
 - (2) 事業終了後の報告
 - ア 本事業実施に関する情報を収集、整理し、分析を行い、レポートとして成果物を提出すること。
 - イ 令和8年2月27日（金）までに、市が別に定める委託業務完了報告書を提出すること。
- 7 支払条件
本事業費の支払いに当たっては、事業完了後の完了払いとするが、受託者から支払い条件についての協議がある場合は、市はこれに応じる。
- 8 その他・注意事項
 - (1) 本事業の実施に当たり、運営事業者は責任者を定める必要がある。
 - (2) 本事業費には、事業実施に係る全ての費用を含むものとする。
 - (3) 本市と緊密な情報共有・連携を図りながら業務を実施すること。
 - (4) 本事業は国の交付金を活用する事業であるため、市が監査等を受けることとなった場合などには、その協力をすること。
 - (5) 訪問を行う企業などから苦情があった場合には、適切に対応するとともに、その内容を本市へ報告すること。
 - (6) 事故等の緊急時の対策について、日頃から適切な措置を講じるとともに、緊急事態の発生時には的確に対応すること。
 - (7) 本業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
 - (8) 受託者は、本業務の履行に当たり個人情報及び企業秘密の漏洩を防止するため、必要な措置を講じること。また、受託者は、本業務の履行に当たり知り得た情報を本業務以外に使用してはならない。本業務の履行期間が満了した後も同様とする。
 - (9) 本業務に関する著作権は、本市に帰属すること。ただし、受託者が従来から有していた権利等については、受託者に留保することができる。
 - (10) 本業務にて第三者が権利を有する著作物が含まれている場合、第三者の著作権、その他の権利を侵害しないこと。
 - (11) 本業務の実施に当たって、受託者の責に帰すべき事由により委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその賠償責任を負うものとする。
 - (12) 本業務で委託者が撮影した写真等は、本業務以外で委託者が作成する広報制作物等において二次利用できるものとする。
 - (13) 天変地異や感染症の影響等により、予定していた事業の変更などが生じた場合、市と協議、

調整の上、支払限度額を超えない範囲で、契約内容を変更し、業務を実施するものとする。

9 疑義

本仕様書において疑義が生じた場合、委託者と受託者の協議の上決定するものとする。

ただし、本仕様書に明記されていない事項で、当然必要と考えられるものについては、受託者の責任において施行するものとする。